興 発 第 36 号
令和８年７月 29 日

米沢市長　　近藤 洋介　様

（一社）山形県老人福祉施設協議会	会長	長谷川大輔
養護老人ホーム部会 養護老人ホーム星の村	部会長 施設長	長谷川泰彦
山形市養護老人ホームあたご荘	荘長	國井康彦
養護老人ホーム思恩園	施設長	相馬直喜
養護老人ホームともえ	施設長	加藤昌司
養護老人ホームかたばみの家	施設長	佐藤千代樹
養護老人ホーム神室荘	荘長	髙山美保
養護老人ホーム村山光ホーム	院長	佐藤淳子
養護老人ホームおいたま荘	荘長	佐藤政幸
養護老人ホーム蔵王長寿園	施設長	川口弘子
養護老人ホーム明鏡荘	施設長	伊藤政明
養護老人ホーム南陽やすらぎ荘	施設長	尾形久代
養護（盲）老人ホーム山静寿	施設長	工藤　誠

養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額の改定について（要望）

平素より養護老人ホームの活動推進に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、養護老人ホームは、昨今の社会経済情勢や人材不足から非常に厳しい施設経営を強いられている一方、自宅での生活が困難な高齢者を自治体の措置によって受け入れ、米沢市及び東南置賜２市２町の高齢者の生活を懸命に支えています。

このような中、介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業（令和７年度補正予算）と令和８年度介護報酬改定により、介護職員のさらなる処遇改善等が図られますが、養護老人ホームも業務内容が類似していることから、令和８年１月 13 日付厚生労働省老健局高齢者支援課長通知「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について」及び令和８年４月９日付厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の具体例について」により、これらにかかる経費が令和８年度地方交付税において措置された上で、同様の対応が地方自治体に求められています。さらに、社会経済情勢や地域の実情等を勘案した地方自治体における独自改定も要請されています。

星の村から令和７年９月５日に米沢市長及び米沢市議会それぞれへ措置費改定についての要望書を提出し、令和８年２月１６日に回答を頂戴しました。令和８年４月よりは県内唯一約 1.1 倍の独自改定をしていただきました。しかし、総務省及び厚生労働省から各自治体に対する通知までには足りておりません。平成 27 年３月に徳永エリ参議院議員より「平成 17 年度に養護老人ホームの施設運営の措置費が国庫負担から一般財源化されたことに伴い、養護老人ホームの老人保護措置費支弁基準の改定は市町村に任されたため、その後改定は必ずしも十分に行われていないのではないか。措置費支弁基準を改定できるように市町村に目安等を示すべきではないか。」「養護老人ホームの施設職員の給与基準の位置付けが低い。格差をなくし、給与基準を引き上げるべきではないか。」「多様な方々が入所しているにもかかわらず、現状の配置基準は１５対１とされている。十分な支援対応ができるように、配置基準を手厚くすべき。」との国会質問に対し、安倍晋三内閣総理大臣からは、「養護老人ホームの措置費が老人福祉法に基づく義務的経費である。入所措置に関する事務については地方自治法に規定する自治事務であり、措置費支弁基準については市町村により改定されるもの。」と答弁され、総務省と厚生労働省からは普通交付税における算入単価が毎年示されております。他県は「地方交付税で算定されている老人保護措置費の単価は、物価、賃金等の変動を踏まえて算定されており、この単価を大きく下回って執行している市町村においては、措置を委託する養護老人ホームに対して過度な経済的負担を課すことにより、措置された高齢者に対して適切なサービスの提供ができない状況を招きながら、市町村の他の事業に流用してしまっている」と警鐘を鳴らしています。

つきましては、養護老人ホームにおいて人材流出の防止と職場定着が推進され、米沢市及び東南置賜２市２町のセーフティネットとしての役割を十分に果たすことができるよう、老人保護措置費に係る支弁額の改定について、次の項目を実施いただきますようお願いいたします。

記

○ 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業（令和7年度補正予算）を踏まえた改定
・ 職員１人当たり最大月額 1.9 万円を増額する改定

○ 令和8年度介護報酬改定を踏まえた対応
・ 職員１人当たり最大月額 1.9 万円を増額する改定（令和８年６月より）
・ 一般生活費を月額 3,040 円引き上げる改定（令和８年８月より）

○ 地方自治体における独自改定
・ 平成 18 年時点から 1.44 倍の水準まで一般事務費や一般生活費等を引き上げる改定

以上